



令和7年9月25日

太陽光発電施設の法面崩落を受け 再エネ条例２例目の「勧告」を実施

今年８月に発生した既存太陽光発電施設の法面崩落を受け、事業区域外へ影響が及んでいることや再発防止の観点から、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（以下、「条例」という。）に基づく「勧告」を本日付けで行いました。

被害のさらなる拡大防止及び再発防止のための必要な措置を講じることを求めて、市民の生命・財産と地域の生活環境を守ります。

記

１ 事故の概要

- （１）発生日：８月１２日（市民からの通報により覚知し、同日に市が確認）
- （２）場 所：市北部
- （３）状 況：降雨の影響により、既存太陽光発電施設の法面の一部崩落事故が発生し、市道側溝の閉塞による冠水や市道を含む事業区域外への土砂堆積が確認される。
また、当該箇所では本年１月に融雪等による流水が原因で法面の一部が崩落。その後、発電事業者において工期を８月末とする復旧工事に着手されていた。
- （４）現 状：人的・物的被害なし。市の指導のもと事業者による応急対応を実施中。
- （５）事業者：県外事業者
※条例上の「違反事実の公表」規定に該当する事案ではないため、事業者名は非公表

２ 市の対応について

（１）勧告の内容

再発防止のための必要な措置を講じなければ、今後の降雨等により同様の事故が発生するおそれがあると判断。

条例第３０条第９号の規定（注）に基づき、事業区域内の雨水排水経路、集水箇所並びに地形及び地質を検証し、被害のさらなる拡大防止及び再発防止のための必要な措置を講じるよう勧告。１０月６日までに市へ対応方針の提出を求めるもの。

（２）その他の行政指導の内容

本復旧に係る技術的指導、周辺の農業用水路への濁水流入防止措置など

注：条例第３０条第９号

市長は、再エネ発電に起因して災害が発生するおそれがある場合や災害の被害が拡大するおそれがある等と認められる場合は、発電事業者へ必要な勧告をすることができる。

３ 今後の対応

- ・発電事業者から市に対し、勧告を踏まえた対応方針等の報告
- ・報告された対応方針等に基づく対策の進捗状況を市が継続して確認

担当：環境政策課 再エネ共生係
課長 穴戸 係長 富塚
電話 024-525-3742（直通）



太陽光発電施設の法面崩落を受け 再エネ条例2例目の「勧告」を実施

記者配布資料

1 事故の概要

- (1) 発生日：8月12日（市民からの通報により覚知し、同日に市が確認）
- (2) 場 所：市北部
- (3) 状 況：降雨の影響により、既存太陽光発電施設の**法面の一部崩落**事故が発生し、市道側溝の閉塞による冠水や市道を含む**事業区域外への土砂堆積**が確認される。
また、当該箇所では本年1月に融雪等による流水が原因で法面の一部が崩落。その後、発電事業者において工期を8月末とする復旧工事に着手されていた。
- (4) 現 状：人的・物的被害なし。市の指導のもと事業者による応急対応を実施中。
- (5) 事業者：県外事業者 （※条例上の違反事実の公表規定に該当する事案ではないため、事業者名は非公表）

2 市の対応について

勧告の内容（9/25付）

- ・再発防止のための必要な措置を講じなければ、**今後の降雨等により同様の事故が発生するおそれ**があると判断。
- ・条例第30条第9号の規定（注）に基づき、事業区域内の雨水排水経路、集水箇所並びに地形及び地質を検証し、**被害のさらなる拡大防止及び再発防止のための必要な措置を講じるよう勧告**。
- ・10月6日までに市へ対応方針の提出を求めるもの。

その他の行政指導の内容

- ・本復旧に係る技術的指導、周辺の農業用水路への濁水流入防止措置など

3 今後の対応

- ・発電事業者から市に対し、勧告を踏まえた対応方針等の報告
- ・報告された対応方針等に基づく対策の進捗状況を市が継続して確認

注：条例第30条第9号
市長は、再エネ発電に起因して災害が発生するおそれがある場合や**災害の被害が拡大するおそれ**がある等と認められる場合は、発電事業者へ必要な勧告をすることができる。